



## ○復興支援策に係る事業者説明会（福島会場）開催のご案内

被災地の復興のためには、被災地の事業者の皆様の復旧・事業再開や雇用の確保、新規立地の促進などが重要であることから、経済産業省では平成25年度補正予算や平成26年度予算案により、被災地復興のための支援策を事業者の皆様に効果的にご活用いただくため、福島県や福島県商工会連合会と共催し、復興支援策の全体像や概要に係る事業者の皆様向けの説明会を下記のとおり開催します。

つきましては、参加希望される方はお電話にて平成26年3月20日(木)までに事務局へご連絡下さい。

日時	平成26年3月24日(月) 午後2時～午後4時
場所	コラッセふくしま 5階「小研修室」
内容	○国の福島復興支援策について（経済産業省、福島県） ○個別支援策について（グループ補助金、立地補助金、ふくしま県制度等）他

## ○福島県中小企業復旧・復興支援事業実績報告書提出について （空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業）

標記、県補助金を申請した事業所は、平成26年4月初旬まで※に実績報告書の提出が必要です。

本会でも書類作成の指導を行っておりますので、以下の書類をご準備のうえお越し下さい。

- ①家賃、リース料の支払いが確認できる書類（領収書、銀行振込控等のコピー）
- ②現在の空き工場、空き店舗の写真
- ③補助金交付決定通知書（平成25年内に届いているかと思います。）

※県の担当課によって、提出期限日が異なりますのでご注意ください。



## ○事務局からのお願い



現在、商工会からの配布物は避難先の住所、または飯舘村内事業所の住所となっております。住居を移動されたり、事務所を移動した場合に住所等に変更があった場合には、お電話またはFAX等でご連絡を下さるようお願いいたします。

転送ですと、急ぎの書類が届くのに数日がかかることがあります。

## ○中小企業等グループ施設等復旧設備補助事業のご案内

標記の件について、下記のとおり第15・16次公募が実施されます。尚、今回の公募により、避難解除等区域から県内の他地域へ移転してグループ補助金を活用し、建物等施設を整備し事業再開した事業者が、区域見直し等の理由により、改めて区域内に戻って建物施設を復旧する場合に、区域外に整備した施設を売却、賃貸を行うなどし（補助金で整備した財産の処分）、得た収入等の範囲内で既に交付を受けた補助金の一部返納等を行うことを条件に、再度、当該補助金を活用できるようになりましたのでお知らせいたします。

また、被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金を受けている事業者については、繰上償還の対象となることがありますので併せてご案内します。

公募期間 平成26年3月17日（月）～5月16日（金）

対象者 第15次公募

警戒区域等見直し地域から県内の他地域へ移転して事業再開する事業者

第16次公募

警戒区域等見直し地域に帰還（区域内の移転含む）して事業再開する事業者

## ○労働保険の年度更新のお知らせ

労働保険料は、保険年度（当年4月1日～翌年3月31日）の当初に、概算で保険料を申告・納付していただき、保険年度が終了して賃金総額が確定したところで精算します。

労働保険料は、賃金総額に保険料率を乗じて計算します。

年度更新とは、①前年度の保険料の精算をする「確定保険料の申告・納付の手続き」と、②当年度の保険料の「概算保険料の申告・納付の手続き」を同時に行うことをいいます。

平成25年度の年度更新の手続きは、**平成26年6月2日(月)から平成26年7月10日(木)まで**の間に行うこととなります。各種書類については、「年度更新のお知らせ」（4月初旬発送予定）に同封しますので、下記提出期限等をご覧ください。



提出時期	平成26年4月14日（月）～5月16日（金）
保険料納入時期	平成26年6月10日（火）～7月10日（木）
提出先	飯舘村商工会臨時事務所

### ○3部会（商業・建設・製造）合同視察研修

3月1日（土）から3部会合同視察研修を実施しました。今回は3部会合同での実施ということで、研修期間を2泊3日にし、1社2名まで参加可能としたところ、21名の方に参加していただきました。

初日は、中小企業庁の『がんばる商店街77選』に選定された、水木しげるロード周辺商店街が実施している「鬼太郎」の妖怪オブジェを活用した商店街活性化事業について見学してきました。



2日目は、国の重要文化財に指定され、天守閣が現存している12城のひとつ松江城、ならびに60年ぶりに平成の大遷宮を迎えた出雲大社にて古<sup>いにしえ</sup>の建築様式について見学しました。

最終日は、ユネスコの世界文化遺産に登録されている厳島神社を見学した後、マツダ自動車本社にて各種展示と実際に稼動している隣接工場の生産ラインを見学し、各部会で有意義な研修となりました。



## 平成26年度の 福島支部の健康保険料率は据え置きますが 介護保険料率が変わります

協会けんぽの健康保険料率については、昨年、健康保険法等が改正されたことを踏まえ、準備金を取り崩すことにより据え置きます。

一方、介護保険については、介護給付費が年々増加しているに伴い、協会けんぽが負担しなければならない額(介護納付金)も増加し、このままでは700億円を超える赤字が見込まれるため、介護保険料率については本年3月分(4月納付分)より引上げをお願いせざるを得なくなりました。

厳しい経済状況の中ではありますが、加入者・事業主の皆さまには、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

### 健康保険料率

現行

9.96%

平成26年3月分(4月納付分)から

据え置き

### 介護保険料率

現行

1.55%

平成26年3月分(4月納付分)から

1.72%

- 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- 変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、3月分(4月納付分)からとなります。また、賞与については、支給日が3月1日分からとなります。

#### 特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率(9.96%)のうち、5.89%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、4.07%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※健康保険料率は平成25年度と変わりませんが、基本保険料率・特定保険料率の比率は変わります。

#### 介護保険制度・ 介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

協会けんぽは、引き続き、国をはじめ関係方面に強く訴えてまいります。

## 協会けんぽに対する国庫補助率の引上げ 高齢者医療をはじめとした医療保険制度の見直し

日本年金機構・全国健康保険協会福島支部

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)